

# 拠出年金の

## 支給始まる

この五月から十年年金の支給が始まります。この老令年金は、国民年金制度が発足（三十五年十月）したときすでに高年令に達していた明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた人のうちで、国民年金に加入した人が支給の対象になるものです。この十年で老令年金が支給されることから一般にこの老令年金をいわゆる十年年金とよんでいます。この十年年金に加入している人は、この三月で加入期間がちょうど十年になるので、保険料を全加入期間納めていまして、六十五才になったときから年額六万円（月額五千円）の老令年金が支給されます。もし、未納期間が一月でもありまると、この老令年金が受けられませんが、保険料の免除を受けている場合には保険料が未納になっているわけではありませんので、老令年金は支給されますが、保険料を納めた場合に比べると、老令年金の額は免除を受けた期間分については三分の一に落ちてしまいます。ですから全期間免除だとすれば年額二万円ということですが、保険料を免除された期間については追納といって今からでも保険

料を納めることができる制度がありますからご利用をお勧めします。保険料をきちんと納めて六十五才になりますといよいよ、老令年金が受けられることとなります。老令年金を受けるときの手続きは、六十五才になったらすぐに国民年金手帳を持って市町村役場へ行き、窓口で備えてある老令年金裁定請求書を提出していただくことになっています。この十年年金の支払いは、毎年二月、五月、八月、十一月の

四回に分けて、支払月の前三ヶ月分の年金がまとめて一度に支払われることになっていいます。この年金を受ける方法には銀行や郵便局の窓口で支払いを受ける方法と、銀行の預金口座振込による方法などがあります。さて、明治三十九年四月生まれの人は、この四月に六十五才になりますので、この八月にはじめて十年年金が支払われることとなります。このように待望の老令年金の支給が始まることとなるわけですが、あなたは老令年金が受けられますか、保険料の納め忘れはありませんか。もし、保険料の未納期間がありましたら、なるべく早く納め安心して老令年金を受けられるようにしておきましょう。

### 議会だより

#### 臨時議会招集

去る、二月十八日午前十時から、議会臨時会が招集されました。

当日、提出された議案は十件で、慎重審議の結果、うち二件の修正案を含めて、それぞれ可決されました。

議案は次のとおりでした。  
 ▼議案第一号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、（議会の

議員の報酬を、昨年の十月にさかのぼって、議長、月額四万円に、副議長、同三万二千元に、議員、同三万円にそれぞれ引上げ、六月に支給する期末手当の割合を十パーセント引上げ百分の百に改めるもの）

▼議案第二号、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について、（特別職の職員の給与を、昨年の十月にさかのぼって、町長、十七万円に、助役、十三万五千元に、収入役、十二万五千

円にそれぞれ引上げ、六月に支給する期末手当の割合を二十パーセント引上げ百分の百六十に改めるもの）

▼議案第三号、教育委員会の教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について、（教育長の給与を、昨年の十月にさかのぼって、十一万円に引上げるもの）

▼議案第四号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、（昨年の人事院の勧告に基いて、一般職の職員の給与を、昨年の五月に、さかのぼって改訂するもの、この改正によって、平均十パーセントの引上げになり、一般職の職員の平均給与は四万一千四百八十円となる。その他、六月に支給する期末手当の割合を十パーセント引上げ百分の百に、住居を借りている職員に対する住居手当の支給の新設、自転車通勤する職員の通勤手当の増額を定めるもの）

▼議案第五号、職員の特典手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、（有線放送電話業務に従事する職員の特殊勤務手当について、深夜の全部を勤務したとき二百五十円に、深夜の一部を勤務したとき百七十円に増額するもの）

▼議案第六号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、（特別職の職員の別表から、中央公民館運営審議会会長及び委員と給食センター運営委員会委員長及び委員の報酬額、長、月額千二百円、委員、月額千円が脱落していたため、四月にさかのぼって付け加えるもの）

▼議案第七号、昭和四十五年度横芝町一般会計補正予算議定について、（町一般会計補正予算（第六号）について、才入才出共に、一千五百九十三万円を追加し、総額五億二千三百一十七千円とするもの、追加の主なるものは、報酬給与七百八十四万円、国民保養センター建設費不足分二百四十二万円、常備消防負担金百九十一万五千円、農業振興費百七十七万円、老人ホーム繰入金九十九万四千円、その他当面の経費不足分を計上したもの）

▼議案第八号、昭和四十五年度横芝町有線放送電話特別会計補正予算議定について、（町有線放送電話特別会計補正予算（第一号）について、才入才出共に、百六十九万九千円を追加し、総額一千三百三十七万七千円とするもの、追加の主なるものは、有線放送基金積立金七十八万九千円、職員給与改訂による不足分二十万四千円である）

▼議案第九号、昭和四十五年度横芝町老人ホーム特別会計補正予算議定について、（町老人ホーム特別会計補正予算について、才入才出共に、百八十九万四千円を追加し、総額を一千五百二十一万二千円とするもの、追加の主なるものは、職員給与改訂による不足分である。）

▼議案第十号、財産の取得について、（昭和四十五年事業によって、栗山地区に建設した公営住宅の敷地、五千九百九十四平方メートル、八百四十五万三千五百円の価格で国から払下げを受けるもので、その議決を求めたもの）

#### 大総地区工業

##### 開発特別委員会 設置さる

現在、東北総開発局と町がタイアップして、大総地区工業団地造成の計画が進められています。

この計画は新東京国際空港の建設に伴って、その騒音下となる空港裏側の地域開発の一環として進められているものです。

議会としては、この問題について充分審議するために、二月十八日の議会において、議会の議決を経て「大総地区工業開発特別委員会」が設置され、委員には次の方々が選任されました。（敬称略）

- 河井 昇 市原 茂雄
- 伊野 敏朗 池内 佑蔵
- 長野 康己 鈴木 繁
- 平山 清 八角喜久夫